# 酒 田 市 新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画

平成26年6月 山形県酒田市

# 目 次

は	じめ		
	1	策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	本計画の内容・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	対象とする感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ι	太	対策の基本方針	
	1	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針・・・・・・	2
	2	国及び地域における発生段階と緊急事態宣言	
		(1)国及び地域における発生段階・・・・・・・・・・・・・・	3
		(2)新型インフルエンザ等緊急事態宣言・・・・・・・・・・・	4
	3	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	
		(1)被害想定の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(2)本市における被害想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		(3)社会への影響に関する想定 ・・・・・・・・・・・・・・	6
	4	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	
		(1)柔軟な対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(2)発生段階に応じた対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(3)社会全体で取り組む感染拡大防止策 ・・・・・・・・・・・	7
		(4)市民一人一人による感染拡大防止策 ・・・・・・・・・・・	8
	5	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	
		(1)国・山形県等との連携協力 ・・・・・・・・・・・・・・	8
		(2)基本的人権の尊重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		(3) 危機管理としての特措法の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		(4)関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		(5)記録の作成・保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	6	対策推進のための役割分担	
		(1)国の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		(2)山形県の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		(3)本市の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		(4) 医療機関の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		(5) 指定地方公共機関の役割 ・・・・・・・・・・・1	0
		(6)事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・1	0
		(7) 市民の役割 ・・・・・・・・・・・・・・1	0

# Ⅱ 対策の主要項目

•	1	対策を実施するための体制		
		(1)全庁的・全市的な取組み ・・・・・・・・・・・・・・		11
		(2)酒田市新型インフルエンザ等対策本部 ・・・・・・・・・		11
4	2	サーベイランス・情報収集		
		(1)考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		13
		(2)海外で発生した段階から山形県内の患者数が少ない段階・・・		13
		(3) 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や		
		患者の臨床像等の情報が蓄積された段階 ・・・		13
		(4)活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		13
		(5)鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス・		13
;	3	情報提供・共有		
		(1)目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		13
		(2)情報提供手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		14
		(3)発生前における市民等への情報提供・・・・・・・・・・・		14
		(4)発生時における市民等への情報提供及び共有・・・・・・・		14
		(5)情報提供体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		14
4	4	予防・まん延防止に関する措置		
		(1) 考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		15
		(2)主なまん延防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	15
į	5	予防接種		
		(1)ワクチン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	16
		(2) 特定接種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	16
		(3)住民接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	17
		(4) 留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	18
		(5) 医療関係者に対する要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	18
(	6	医療		
		(1)山形県の対策への協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	18
		(2) 在宅療養者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	20
•	7	市民生活及び市民経済の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	20
Ш	各	<b>分発生段階における対策</b>		
•	1	未発生期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	21
		(1)実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	21
		(2)サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		22

	(3)情報提供・共有 ・・・・・・・・・・・・・・・2	3
	(4) 予防・まん延防止 ・・・・・・・・・・・・・2	4
	(5) 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・・2	7
	(6) 医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	8
	(7)市民生活及び市民経済の安定確保・・・・・・・・・3	0
2	海外発生期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	2
	(1)実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	2
	(2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・3	3
	(3)情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・3	3
	(4) 予防・まん延防止 ・・・・・・・・・・・・・3	4
	(5) 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・・3	6
	(6) 医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	7
	(7)市民生活及び市民経済の安定確保・・・・・・・・・3	9
3	国内発生期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1
	(1)実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	1
	(2) サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・・4	2
	(3)情報提供・共有 ・・・・・・・・・・・・・・4	3
	(4)予防・まん延防止 ・・・・・・・・・・・・・4	4
	(5) 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・・4	7
	(6) 医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	7
	(7)市民生活及び市民経済の安定確保・・・・・・・・・・4	9
4	感染拡大期 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	2
	(1) 実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・5	2
	(2) サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・5	3
	(3)情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・5	4
	(4) 予防・まん延防止 ・・・・・・・・・・・・5	5
	(5) 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・5	8
	(6) 医療 ・・・・・・・・・・・・・・・5	9
	(7)市民生活及び市民経済の安定確保・・・・・・・・・6	1
5	まん延期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	4
	(1)実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・6	4
	(2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・6	5
	(3)情報提供・共有 ・・・・・・・・・・・・・6	5
	(4) 予防・まん延防止 ・・・・・・・・・・・・・6	6
	(5) 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・・・7	0

	(6) 医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
	(7)市民生活及び市民経済の安定確保 ・・・・・・・・・・72
6	6 小康期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
	(1) 実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
	(2)サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・・・77
	(3)情報提供・共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・78
	(4) 予防・まん延防止 ・・・・・・・・・・・・・・78
	(5) 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
	(6) 医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
	(7)市民生活及び市民経済の安定確保・・・・・・・・・・80
IV	低病原性であることが判明した場合の対応 ・・・・・・・・ 82
V	用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

# はじめに

# 1 策定の背景

近年の鳥インフルエンザ(H5N1)の世界的な流行や人への感染の発生により、新型インフルエンザ出現が強く懸念されている。新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが想定されている。

最近では、2009年(平成21年)4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ (A/H1N1) においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備え、対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

国では、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)を制定したが、この法律は、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体等各々の責務、新型インフルエンザ等の発生地における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたもので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)と相まって対策の強化を図るものである。

特措法では、新型インフルエンザ及びこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には「国家の危機管理」として対応するため、国・県・市は、あらかじめ行動計画を策定し、実施体制等を整備することとしている。

# 2 本計画の内容・位置づけ

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、本市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び本市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府計画」という。)及び山形県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県計画」という。)に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、さまざまな状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

なお本行動計画については、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見を取り 入れ見直しを行うものとする。また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、 適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

# 3 対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ
- ② 再興型インフルエンザ(過去に世界で流行したインフルエンザ)
- ③ 新感染症(その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの)

※①②:感染症法第6条第7項に規定 ③:感染症法第6条第9項に規定

# | 対策の基本方針

# 1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- また、新型インフルエンザ等の発生そのものを阻止することは不可能である。 世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられない と考える。
- 長期的には、多くの市民がり患する。
- 患者の発生が一定の期間に偏ってしまうと、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- 病原性が高く、感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民 の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

以上を念頭において、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を 主たる目的として対策を講じていく。

# ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

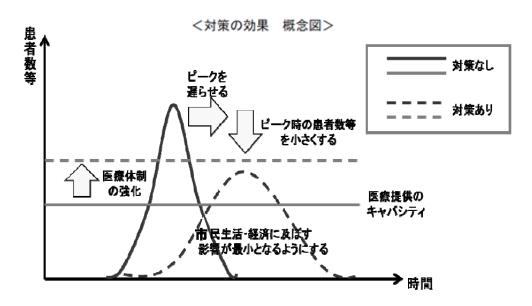
感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らす。

事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持を図る。



本市においては現在、既定の新型インフルエンザ等対策行動計画がないため、山形県において行動計画が策定(改定)されたことを受け、特措法に新たに規定された項目を盛り込み、対策の充実・強化を図るため、特措法に基づく行動計画を策定するものである。

# 2 国及び地域における発生段階と緊急事態宣言

#### (1) 国及び地域における発生段階

- 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なること から、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができ るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対 応方針を定めておく必要がある。
- 本行動計画では、県計画における発生段階区分に準じ、新型インフルエンザ等が 発生していない「未発生期」から、「海外発生期」、「国内発生期」、「感染拡大期」、 「まん延期」、「小康期」まで6つの発生段階に分類した。
- 国全体での発生段階の移行については、WHO(世界保健機関)のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。
- 地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生 段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえ、山形県が判断

することとしている。発生段階区分については別図1、別図2のとおりである。

- 国、山形県及び本市、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を各発生段階 に応じて実施することとする。
- 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が出された場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

# (2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

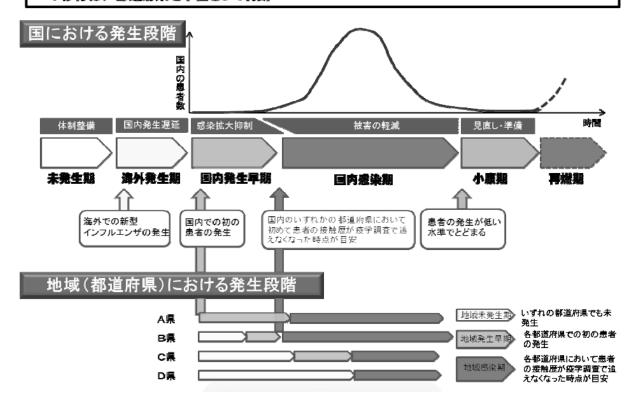
- 国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザが 国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときには、特措法に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出され、必要な措置が講じられる。
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、 区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、新型イン フルエンザ等緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定 される。
- 本市が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象地域となった場合、特措法第3 4条に基づいて市長は、本市行動計画で定めるところにより、直ちに、市対策本部 を設置しなければならない。
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言に基づいて追加で行うことになる対策については、山形県と事前に十分協議のうえ実施を図るものとする。

#### 別図1

発 生 段 階			10 45
国	山形県	酒田市	─
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等 の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を 疫学調査で追える状態
国内感染期	県内発生·感染拡大期 感	感染拡大期	県内・市内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、 感染が拡大傾向にあるが、すべての患者の接触歴を
			疫学調査で追える状態 
	まん延期	まん延期	県内・市内で新型インフルエンザ等の感染が拡大し、 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い 水準でとどまっている状態

#### <国及び地域(都道府県)における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



# 3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

#### (1) 被害想定の考え方

- 新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な 感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると 考えられる。
- 鳥インフルエンザ (H5N1) 等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- 国は、有効な対策を考えるうえで、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。
- 新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。
- 病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期 も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

- 国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分と は言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととする。
- 新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

#### (2) 本市における被害想定

新型インフルエンザが出現した場合に想定される本市の患者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、人口の25%がり患し、米国疾病管理センターにより示された、流行が8週間続くという仮定の推計モデルを適用して算定した山形県の推計値に基づき、人口按分により次のとおり算定する。

	山形県(上限値)	酒田市(上限値)	
り患者数	約30万人	約2万7千人	
外来患者数	約22万5千人	約2万人	
入院患者数	約6,800人	約600人	
死者数	約1,700人	約150人	
欠勤率	20~40%(業種によりピークが異なる)		
到達時間	海外で発生してから国内到達まで2~4週間程度と想定		

#### (3) 社会への影響に関する想定

- 市民の約25%が、流行期間(8週間)にピークをつくりながら順次り患する。
- り患者は、1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。
- り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

# 4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

#### (1) 柔軟な対応

- 対策は、発生の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要がある。
- 過去のインフルエンザの大流行(パンデミック)の経験等を踏まえると、一つの 対策に偏って準備することは、大きなリスクを負う可能性がある。
- 本行動計画においては病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置き つつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応で きるよう、対策の選択肢を示す。
- 実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、国において病原性や感染力等、病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行の可能性及び対策そのものが国民生活・国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。山形県ではそれらの内容を踏まえて、山形県が実施する対策が決定される。本市としては、それらの内容に基づき、本市が実施すべき対策を決定する。
- 国においては、国内外の発生当初などの、病原性・感染力等の情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へ切り替えることとしている。
- また状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については縮小・中止を図る等、 見直しを行う。山形県ではそれらを踏まえた見直しを行う。本市ではそれらの内容 に基づき、本市が行う対策の見直しを行う。
- 事態によっては、政府対策本部や山形県対策本部と協議のうえ、地域の実情に応じて柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

#### (2) 発生段階に応じた対応

○ 発生段階ごとに、各項目(実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共 有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民生活及び市民経済の安定の確保)に ついて必要かつ効果的な対応を的確に図るものとする。

#### (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮 小等による接触機会の抑制等、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- すべての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要 業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。
- 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度 低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

#### (4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- 事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄 等の準備を行うことが必要である。
- 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

# 5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

#### (1) 国、山形県等との連携協力

- 国、山形県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。
- 庄内空港や県内唯一の港湾(酒田港)を有する本市においては、陸路に加え、海・ 空路経由の患者発生も懸念されるところであり、山形県の担当部署との連携協力を 密にし、水際対策に万全を期す。

#### (2) 基本的人権の尊重

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- 医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送など、特定物資の売り渡しの要請等に関する山形県対策本部への要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限とのものとする。
- その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解 を得ることを基本とする。

#### (3) 危機管理としての特措法の性格

- 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう、制度設計されている。
- 新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急 事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

- 本市対策本部は、政府対策本部、山形県対策本部との相互に緊密な連携を図りつ つ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- 対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の 趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (5) 記録の作成・保存

○ 対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

# 6 対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、 地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援する ことにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際 的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。
- 指定行政機関は、政府計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエン ザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあら かじめ決定しておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、 対策を強力に推進する。
- 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

#### (2) 山形県の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内 に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合 的に推進する責務を有する。
- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、 政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判 断と対応を果たす。
- 市町村と緊密な連携を図る。

#### (3) 本市の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内 に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合 的に推進する責務を有する。
- 本市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- 対策の実施に当たっては、山形県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

# (4) 医療機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診察するため の院内感染対策や必要となる医療資機材の確保等を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、 地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた 医療の提供に努める。

#### (5) 指定地方公共機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等の対策の内容や実施方法を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6) 事業者の役割

- 事業者のうち「登録事業者(新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者)」については、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の 事業継続などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。一般の事業者においては、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における 感染対策を行う。
- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ 等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が 求められる。

#### (7) 市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生 時に取るべき行動なども、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフル エンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルで の感染対策を実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必 需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策 等についての情報を得て、感染拡大抑止のための個人レベルでの対策実施に努める。

# || 対策の主要項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、 市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小 となるようにする」ことを達成するため、以下の7項目に分けて対策を講じる。

各項目の対策の詳細については、発生段階ごとに後述するが、基本的な考え方については以下のとおりとする。

# 1 対策を実施するための体制

#### (1) 全庁的・全市的な取組み

- 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く 恐れがあり、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。
- 山形県や近隣市町と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、近隣市町が一体となった取組みを推進する。
- ○各市町においては、行動計画の策定に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を 聴き、発生時には医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが 求められる。
- 庁内においては新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等対策本部連絡会(仮)」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。
- 危機管理部門や健康管理部門をはじめ、関係部局においては、事業者との連携を 強化し、新型インフルエンザ等発生時に備えた準備を進める。

#### (2) 酒田市新型インフルエンザ等対策本部

○ 新型インフルエンザ等が発生し、国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象自治体となった場合、特措法第34条及び酒田市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく酒田市新型インフルエンザ等対策本部(以下、「市対策本部」という。)を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能の維持を図る。

#### ① 構成

本部長:市長

副本部長:副市長、危機管理監

本 部 員:各部の部長、調整監及び技監、本部長が指名する課長等

水道事業管理者、水道部長、教育長、教育部長、議会事務局長

酒田地区広域行政組合消防本部消防長

事務局:危機管理課、健康課

#### ② 所管事項

- 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること。
- 市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制策と予防対策に関すること。
- 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- 市内発生時における社会機能の維持に関すること。
- 国、山形県、関係機関との連絡調整に関すること。
- 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- その他、対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

#### ③ 設置

新型インフルエンザ等が発生し、国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の 対象自治体となった場合、直ちに市対策本部を設置する。

#### ④ 幹事会及び連絡会の設置

必要に応じ、本部会議幹事会及び本部会議連絡会を開催する。

#### ⑤ 有識者からの意見聴取

- 新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生、市民生活、市民経済 等を含む幅広い分野の代表で構成する酒田市新型インフルエンザ等有識者会議を 設置する。
- 市行動計画の策定や発生時における対応等に関して意見を聴く。

#### 本部会議 本部長:市長 副本部長:副市長、危機管理監 本 部 長 本 部 員:各部の部長、調整監及び技監 本部長が指名する課長等 水道事業管理者、水道部長、 副本部長 教育長、教育部長、 議会事務局長 酒田地区広域行政組合消防本部消防長 本 部 員 本部会議幹事会 議 長:危機管理監 副議長:健康福祉部長 幹 事:各課長等 総 企 市 健 建 商 水 各 本部会議連絡会 画 康 林 I 育 総 務 振 民 福 設 水 観 委 道 合 議 長:危機管理課長 光 産 員 支 餇 차 副議長:健康課長 部 部 部 部 部 숲 部 所 部 幹 事:各課担当者 班 班 班 ÐŦ 班 班 班 班 班 **危機管理課** 事務局 幸 支 支 支 支 支 支 支 支 健 康 課 所 所 所 所 所 所 所 所 所 閗 関 閗 閗 閗 閗 閗 闡 閗 係 係 係 係 係 係 係 係 班 班 班 班 班 班 班

#### 酒田市新型インフルエンザ等対策本部体制

# 2 サーベイランス・情報収集

#### (1) 考え方

- 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- 新感染症が発生した場合は、国及び山形県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

#### (2) 海外で発生した段階から山形県内の患者数が少ない段階

- 山形県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床 像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。
- 市は、山形県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び山 形県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

# (3) 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- 山形県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となること から、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
- 市は、山形県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び山 形県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

#### (4) 活用

- サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、本市における体制整備等に活用する。
- 地域で流行する病原体の性状 (インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等) に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

#### (5) 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

- 山形県では、これらの動物の間での発生の動向を把握する。
- 市は、山形県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び 山形県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

# 3 情報提供・共有

#### (1) 目的

○ 国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、都道府県、 市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切 に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、都道府県、市町村、 医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

- コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。
- 適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもら うことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動することになる。
- 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて 患者やその関係者に責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく 寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### (2) 情報提供手段の確保

○ 市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人や 障がい者など、情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒 体を使って、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### (3) 発生前における市民等への情報提供

- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報やさまざまな調査研 究の結果等について、市民のほか、山形県等と連携して、医療機関、事業者等に情 報提供する。
- 学校は、集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に対し、ていねいに情報提供する。

#### (4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

- 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であること から、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
- 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- 媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、公式ホームページやフェイスブック、コミュニティFM放送や防災行政無線等を活用する。
- 関係省庁の情報、山形県や本市の情報、指定地方公共機関の情報等を、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

#### (5) 情報提供体制

- 提供する情報の内容については統一を図ることが肝要であり、情報を集約して公 表するため、広報担当班を対策本部内に設置する。
- 提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制を取る。
- コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域にお

いて市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応等を分析し、次の情報提供に活かす。

# 4 予防・まん延防止に関する措置

#### (1) 考え方

- 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種等の複数の対策を組み合わせて行う。
- まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動 に影響を与える面があることも踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新 型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、 実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### (2) 主なまん延防止対策

#### ① 個人における対策

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的 な感染対策を実践するよう促す。
- 山形県等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜協力する。
- 山形県では、県内における発生の初期段階から、新型インフルエンザ等の患者 に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための 協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行う。
- 山形県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不 急の外出の自粛要請等を行う。

#### ② 地域・職場における対策

- 山形県等からの要請に応じ、以下の取組み等に適宜協力する。
- 県内における発生の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- 山形県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の 使用制限の要請等を行う。

#### ③ その他

○ 海外で発生した際、国や山形県が行う検疫等の水際対策に関して、山形県等からの要請に応じ、海外からの帰国者の健康観察等に協力する。

# 5 予防接種

#### (1) ワクチン

○ 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス 株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類 がある。

- 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や 亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワク チンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。
- 新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### (2) 特定接種

#### ① 特定接種とは

- 特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- 特定接種は、医療機関や国民生活・経済の基盤を成すような事業者が最低限の 業務を継続しなければ、結局は国民の生命・健康を守ることができず、社会の機能 が破たんして、新型インフルエンザ等による損失が倍加するとの考えに基づき、出 来る限り早い段階でワクチンを接種し、社会そのものを防衛しようとするものであ る。
- 新型インフルエンザ等が発生したときには、新型インフルエンザ等緊急事態宣言前であっても、政府対策本部長により接種の実施が指示されることも想定している。

#### ② 対象となり得る者

○ 特定接種の対象者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定 に寄与する業務」を行う者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働 大臣の登録を受けている者(登録事業者)のうち、これらの業務に従事する者、新 型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員とされている。

#### ③ 対象となり得る者の基準

- 住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者 に関する基準を決定するにあたっては、国民の十分な理解が得られるように、特措 法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国 及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地 方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る 社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介 護・福祉事業者が該当する。
- 指定地方公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売り事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」

による。

#### ④ 実施主体別の接種対象者

- 国が行うもの:登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエン ザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 山形県が行うもの:新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
- 本市が行うもの:新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

#### ⑤ 接種方法

- 原則として集団的接種
- 接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図る

# (3) 住民接種

#### ① 種類

#### 【臨時の予防接種】

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる

#### 【新臨時接種】

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく 新臨時接種として行われる

#### ② 対象者の区分

以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏ま えて柔軟に対応する

- a 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症する ことにより重症化するリスクが高いと考えられる者(基礎疾患を有する者、 妊婦)
- b 小児 (1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む)
- c 成人・若年者
- d 高齢者 (ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群=65歳以上の者)

#### ③ 接種順位の考え方

接種順位の考え方については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り押さえることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方等があり、上記②の分類により、基本的対処方針諮問委員会に諮ったうえで、政府対策本部で決定する。

#### ④ 接種体制

- 接種に際しては、本市が実施主体となる。
- 接種に必要な医師等の従事者については、酒田地区医師会等の協力により確保

する。

○ 健康な住民に対しては集団的接種を基本とする。ただし、医学的ハイリスク者 や妊婦については個別に接種を行う。

#### (4) 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

#### (5) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力 を要請又は指示(以下「要請等」という。)を行う。

### 6 医療

#### (1) 山形県の対策への協力

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで、不可欠な要素である。
- 山形県では、医療に関して県計画に定めるところにより対策を行う。本市は山形県 等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜協力する。

# 医療に関する山形県の対策

新型インフルエンザ等の病原性が中程度の場合、流行ピーク時には、1日最大630人の患者が入院すると推計され、また、それ以上に外来患者が受診すると考えられるが、地域の医療資源には制約があることから、各医療機関の役割分担を含め医療体制を事前に計画する。

# ① 発生段階に応じた医療体制の整備

#### ア. 未発生期

- 二次医療圏単位で保健所を中心に、行政、医療、消防、警察等関係者による連 絡調整対策会議を設置し、事前に連携体制を構築する。
- 医療機関等関係者の役割分担を踏まえ、発生段階に応じて帰国者・接触者外来 の設置や入院患者の受け入れ体制の確保ができるよう事前の準備を進める。

# イ. 海外発生期

- 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
- 各2次医療圏に整備されている感染症指定医療機関等に、帰国者・接触者外来

を設置する。

- ※ 帰国者・接触者外来の目的は、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者が、発熱・呼吸器症状等を有する場合、新型インフルエンザ等にり患している可能性が一般の患者に比べて高いと推定されるため、帰国者・接触者相談センターを通じて、これらの者を検査体制及び院内感染対策の整った医療機関に誘導・集約して、まん延をできる限り防止することである。
- 慢性疾患等の定期受診患者に長期処方を行う等、受診機会を減らすよう要請す る。

#### ウ. 国内発生早期

- 帰国者・接触者外来等の継続
- 県内での患者発生に備え、あるいはその後の患者数の増加に対応して、帰国者・接触者外来を増設(概ね各市町村1箇所以上設置)できるよう、感染症指定医療機関以外の病院、医師会、市町村等に対し設置を要請する。
- 新型インフルエンザ等と診断された患者については、感染症指定医療機関等に 移送し、入院措置を行う。

#### エ. 県内発生・感染拡大期~まん延期

- 帰国者・接触者外来での診療、及び新型インフルエンザ等患者の感染症指定医療機関等への入院措置(移送)を行う。(県内発生・感染拡大期のみ)
- 県内の患者数が増加し、受診先の集約化による感染拡大防止効果が得られない と判断された際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療 機関でも診療する体制へと変更し、入院措置による医療体制も中止する。
- 緊急事態の措置を行っている間、患者が増加し、一般の医療機関に収容しきれない場合は臨時の医療施設を選定し、設置する。

#### ② 抗インフルエンザウイルス薬

- 国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標に合わせ、タミフル、リレンザの備蓄を進める。
- 経口内服薬としてのタミフル又は経口吸入薬のリレンザを発症から48時間以内 に投与し治療を開始する。
  - ※抗インフルエンザウイルス薬の選択については、WHOは新型インフルエンザに対してノイラミニダーゼ阻害薬による治療を推奨している。
  - ※※新型インフルエンザ等の病状についての予測は常に変わりうること、新薬や新たなワクチンの開発等により、治療・予防方針については随時科学的知見を取り入れ見直す必要がある。

#### ③ 予防接種(特定接種·住民接種)

○ 国が示す「予防接種に関するガイドライン」に基づき実施する。

#### ④ 医療資器材の整備

○ まん延期に備え、入院患者受入医療機関に対して必要となる個人防護具、人工 呼吸器等の医療資器材の整備を支援する。

※入院患者受入医療機関:新型インフルエンザ等発生時に入院医療を担当する医療機関

○ 医師会、市町村等により設置運営される帰国者・接触者外来に従事する医療スタッフ用の個人防護具を備蓄する。

#### (2) 本市の医療対策

新型インフルエンザ発生に備えた医療体制の整備は、前述のとおり主に山形県の役割となるが、医療対策を円滑に実施するために、本市が設置している医療機関においても山形県及び酒田地区医師会等の関係機関と連携して、各発生段階に応じた医療体制整備、対策の実施を図る。また円滑な医療実施に向けて、本市の保健スタッフによる支援体制の整備を図る。

#### (3) 在宅療養者への支援

本市は、山形県や医療機関、その他関係機関・団体と連携を図りながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

# 7 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

本市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう、山形県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携を図りながら、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、山形県、国等と連携して働きかける。

# Ⅲ 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとの対策について、主要分野それぞれの対策について記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の想定とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでもひとつの目安として、国が政府行動計画に基づいて作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施するものとする。

なお対策の実施や縮小、中止時期の判断方法については、必要に応じて市行動計画実施手順等に定めることとする。

# 1 未発生期(新型インフルエンザ等が発生していない状態)

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、山形県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、 事前の準備を推進する。
- ・国、山形県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図る ため、継続的な情報提供を行う
- ・職員に対する研修・啓発の実施
- 各部局における業務継続計画の策定

#### (1) 実施体制

#### <山形県の実施体制>

- 「新型インフルエンザ等対策関係課長会議(議長:危機管理監)」を開催し、情報の 収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、関係部局が連携し、発 生に備えた対応を行う。(危機管理課)
- 通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員及び同居家族 の健康状態の把握等を内容とする業務継続計画を策定する。(各所属)
- 新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康福祉企画課、危機管理課)

#### <本市の実施体制>

- 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び山形県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画等を策定し、必要に応じて見直す。(健康課、危機管理課)
- 「酒田市新型インフルエンザ等対策本部会議連絡会」の枠組み等を通じ、発生時

#### 未発生期

に備えた行動計画実施手順及び業務継続計画を作成する。(健康課、危機管理課、関係課)

山形県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、 平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(危機管理課)

本市行動計画の策定にあたり、必要に応じて山形県による支援を要請する。必要に応じて、警察、消防機関等との連携を強化する。(健康課、危機管理課)

# (2)サーベイランス・情報収集

#### <山形県の役割>

- ア 通常のインフルエンザに対するサーベイランス
  - 現行の感染症発生動向調査において、定点医療機関(患者定点及び病原体定点) から報告されるインフルエンザの発生動向に十分注意を払い、異常兆候の早期把握 に努める。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
  - 学校・施設等サーベイランス (インフルエンザ様疾患の集団発生報告) について も注視する。(健康福祉企画課、保健所)
- イ 鳥インフルエンザウイルスの人への感染に対するサーベイランス
  - 感染症法に基づく鳥インフルエンザ (H5N1) (2類感染症) やその他の鳥インフルエンザ (H5N1を除く) (4類感染症) について、医師からの届出により全数把握する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウ 鳥類等における高病原性鳥インフルエンザ
  - 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスによる監視体制をとるとと もに、家きん飼養者からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(畜産課)
  - 同一地点で多数の野鳥の死亡が発見された場合は、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル」に基づき、死骸を回収して検査する。 (みどり自然課、総合支庁環境課、畜産課、総合支庁家畜保健衛生課)

#### エ その他

○ 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報を収集する。 (健康福祉企画課、危機管理課)

#### <本市の役割>・・・サーベイランス・情報収集

国、山形県、国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。(危機管理課、健康課)

山形県等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国及び山形県等からの要請に 応じ、山形県が実施する取組み等に適宜協力する。(危機管理課、健康課)

# (3)情報提供・共有

#### <山形県の役割>

- 新型インフルエンザ等対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあることから、県民に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等、日ごろから一次予防の徹底を周知する。(関係各課)
- 現行の感染症発生動向調査におけるインフルエンザ発生動向(定点報告)について、「山形県感染症発生情報」により情報提供(毎週)を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 新型インフルエンザ等に関する一般的な情報について、リーフレットやホームページ、報道機関などを通じて情報提供を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、新型インフルエンザ等に関する情報について周知する。(健康福祉企画課、保健所)
- 市町村に対し、海外発生期以降の相談窓口の設置について検討を要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所)

#### <本市の役割>・・・情報提供・共有

#### ア 継続的な情報提供

- 国や山形県が発信する新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市の 公式ホームページやフェイスブック、コミュニティFM放送や防災行政無線等を利 用し、市民に対し継続的にわかりやすい情報提供を行う。(危機管理課、健康課)
- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対して も実施すべき個人レベルの感染防止対策の普及を図る。(危機管理課、健康課、関 係課)

#### イ 体制整備等

- 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策決定のプロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体)、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受け取り手に応じ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(危機管理課)
- 新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供 や十分な説明を行うため、広報担当を設置する。(危機管理課) 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話等を活用して、 さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を

構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共 有のあり方を検討する。(危機管理課、健康課)

○ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。(健康課)

# (4) 予防・まん延防止

#### <山形県の役割>

- ① 一般家庭
  - 新型インフルエンザ等流行時、麻しんや通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことや、結核や百日咳等の感染症罹患者は、感染のハイリスク者となることから、通常の予防接種が重要である旨周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
  - 通常のインフルエンザと同様、各個人が、咳エチケット、帰宅時の手洗い、うがい、外出時のマスク着用を心がけ、可能な限り外出を控えることが、健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを理解してもらうよう、市町村と連携して周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
  - 新型インフルエンザ等が発生した場合に、自らの発症が疑わしい場合は、発生時に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰いでから受診する、感染を拡げないように不要な外出を控えることといった感染対策について事前の理解促進を図る。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
  - 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、市町村と連携して、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想されるマスクは、不織布(ふしょくふ)製のものを家族1人当たり25枚以上の備蓄を推奨する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)

#### ② 学校

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等 一次予防の徹底を周知する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 新型インフルエンザ流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 発生早期から長期の学校休業措置が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討を行うよう要請する。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 家きんを飼養している場合は野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(学事文書課、教育庁各課、畜産課他関係各課)
- ③ 事業所
  - 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフ

- ルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等 一次予防の徹底を周知する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- ④ 社会福祉施設
  - 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等 一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
  - 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、 医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種に ついて理解してもらうよう周知する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
  - 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の、 業務継続等管理体制を整備するよう要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関 係課)
  - 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を 要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課、畜産課)
- ⑤ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設
  - 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。また、施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
  - 公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける 掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。(関係各課→施設等)
- ⑥ 高齢者・障がい者世帯等
  - 市町村に対し、自治会等と連携して独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、 障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来 すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援(見回り、介 護、訪問看護、食料提供等)ができるよう検討を要請する。(危機管理課、健康福 祉部関係各課)
  - 市町村に対し、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介 護サービス事業者等と連携を図るよう要請する。(健康福祉部関係各課)
  - 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、 医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が 重要である旨周知する。(健康福祉部各関係課→市町村→対象者)
- ⑦ 旅行者、駐在員
  - ホームページ等により、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(国際室、観光振興課)

#### 未発生期

○ 海外進出企業においては、日ごろから外務省や在外公館等から出される海外感染症発生状況等の情報収集に努め、現地で新型インフルエンザ等が発生した場合の、事業継続等の検討を要請する。(商工労働観光部各課⇒事業者団体⇒事業所)

#### ⑧ 野鳥関係

- 狩猟団体に対し、狩猟捕獲した鳥類を解体する際は、手袋等を着用するなど衛生 的に処理し、鳥インフルエンザの感染防止に努めるよう周知する。(みどり自然課)
- 死亡野鳥の簡易検査が陽性となった場合、県民に対して野鳥の取扱いについて の注意喚起を行う。(危機管理課、みどり自然課)
- 死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合、発生場所 の消毒、立入規制、周辺住民への注意喚起や、当該死亡野鳥に接触した者等の情 報収集と健康調査・監視を行う。(総合支庁、保健所)

#### ⑨ 火葬場

- 市町村の協力を得て、まん延期以降に備え、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うよう要請する。(食品安全衛生課、市町村)
- 個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。(食品安全衛生課、市町村)

#### <本市の役割>・・・予防・まん延防止

#### ア 個人における対策の普及

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対して も実施すべき個人レベルの感染防止対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わし い場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよ う不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本 的な感染防止対策についての理解促進を図る。(危機管理課、健康課)
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(危機管理課、健康課)

#### イ 地域対策・職場対策の周知

- 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。(危機管理課、健康課)
- 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について 周知を図るための準備を行う。(危機管理課、健康課)

#### ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- 山形県等からの要請に応じ、以下の取組み等に適宜協力する。(健康課)
- 山形県では、国の仕組みを活用して、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・ 流通・在庫等の状況を把握するよう努める。(健康課)

#### エー水際対策

- 山形県等からの要請に応じ、以下の取組み等に適宜、協力する。(健康課)
- 山形県では、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等 について、検疫所その他の関係機関との連携を強化する。

# (5) 予防接種

#### <山形県の役割>

○ 県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉企画課)

# 山形県及び本市の役割

- 県及び市町村は、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続にかかる要件 や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき事業者に対して、登録作業に係る周知 を行うこと等に協力する(関係各課)
- 県及び市町村は、国が、事業者の登録申請を受付、基準に該当する事業者を登録 事業者として登録することに協力する(関係各課)

#### <本市の役割>・・・予防接種

#### ア ワクチンの生産及び供給体制に関する情報の収集

○ 山形県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄及び供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(ワクチンの供給体制は、山形県が国からの要請を受けて県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。)(健康課)

#### イ 接種体制の構築

#### (ア)特定接種

○ 所属する職員のうち、特定接種の対象者となる者をあらかじめ把握しておくとと もに、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに 特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。

(総務課、議会事務局、危機管理課、健康課)

#### (イ) 住民接種

- 本市は、住民接種について実施主体となることを踏まえ、国や山形県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、全市民が速やかに接種を受けられるよう、未発生期から体制の構築を図る。(健康課)
- 円滑な接種実施のために、あらかじめ市町村間、本市と山形県の間で広域的な協定を締結する等、居住する市以外の市町村での接種を可能にするよう努める。(健康課)
- 国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、地域の医師会や事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進めるとともに、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。(健康福祉部、教育委員会、関係課)

#### ウ 情報提供

○ 山形県等と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給 体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が発 信する情報について、市民に情報提供する。(健康課)

#### (6) 医療

#### <山形県の役割>

- ア 発生に備えた地域医療体制の整備
  - 2次医療圏ごと保健所を中心に、医師会、薬剤師会、指定地方公共機関、病院等医療機関、市町村、消防、警察等の関係者からなる連絡調整対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら、帰国者・接触者外来の設置や入院病床の確保について、役割分担を明確にし、発生段階ごとに地域医療体制を整備する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
  - (ア) 帰国者・接触者外来
  - 病院、医師会、薬剤師会、市町村等と連携し、海外発生期には2次医療圏に 1か所以上(感染症指定医療機関等)、国内発生期以降には概ね各市町村1か所 以上の設置に向け調整する。(健康福祉企画課、保健所)
  - 帰国者・接触者外来は、既存の医療機関を原則とするが、病院、医師会、市町村等と連携し、地域の実情に応じ、輪番制、当番制等の体制を検討する。(健康福祉企画課、保健所)

#### (イ) 入院病床

- 流行のピーク時、県内では1日当たり最大630人の入院患者が想定されることから、必要となる入院病床(村山305床以上、最上45床以上、置賜120床以上、庄内160床以上)の確保について救急告示病院等医療機関と調整する。(健康福祉企画課、保健所)
  - ※県内発生・感染拡大期までは、患者(疑似症含む)は病状の程度にかかわらず、 感染症法に基づき感染症指定医療機関等に入院勧告を行う。

#### ※※入院病床は、病棟又はフロアー単位を基本とする。

- 第1種感染症指定医療機関 施設数:1 病床数:2 山形県立中央病院(2床)
- ・ 第2種感染症指定医療機関 施設数:4 病床数:16 山形県立河北病院(6床・別棟)

山形県立新庄病院(2床·陰圧施設)

公立置賜総合病院(4床·陰圧施設)

日本海総合病院(4床・陰圧施設)

- 結核病床を有する医療機関 施設数:1 病床数:30(陰圧施設)独立行政法人国立病院機構山形病院(30床・陰圧施設)
- (ウ) 新型インフルエンザ等の診療を行わない医療機関
- 地域医療維持のため透析病院、がん専門病院、産科病院等を設定する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

#### (エ) 臨時の患者収容施設

○ まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、 県、市町村、関係機関が協議のうえ、臨時の医療施設にあてる公共施設等を選定 するとともに医療スタッフの応援体制を構築する。(健康福祉企画課、地域医療対 策課、保健所、関係各課)

#### (オ) 一般医療機関における院内感染対策

○ 帰国者・接触者相談センターでの相談を経ずに、帰国者・接触者外来以外の医療機関を直接受診する患者等の存在も考慮し、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

#### イ 医療スタッフ確保・予防対策

- まん延期、極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、医療機関に対し、継続的に医療を提供するための診療継続計画の策定を要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、県立病院課、保健所)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保等を検討する。(健 康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や感染予防のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ(離職者・退職者等の応援含む)確保策を検討するとともに、医療スタッフ候補者に対して教育研修を実施する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 医療機関に対し、個人防護具の着脱等感染防止策に係る研修の実施を要請する。 (健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課)

#### ウ 患者移送体制整備

- 県内発生・感染拡大期及びまん延期における患者移送の方法(N95等のマスク・ガウン等の着用やアルコール等による消毒の徹底、移送従事者への通常のインフルエンザワクチン予防接種等)について消防本部と調整を行う。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)
- 事前に消防、医療機関等と患者を迅速、適切に搬送できるよう協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制を確立する。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)

#### エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標に合わせ、タミフル、リレンザを計画的に備蓄する。(健康福祉企画課)
- 県は、県医師会、県薬剤師会、指定地方公共機関を含む医薬品卸業者、保健所等からなる委員会を設置し、新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等を図るため、次に掲げる事項を取り決める。(健康福祉企画課)

#### 未発生期

- ① 管内の卸業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を 短期間に把握する体制整備に関すること
- ② 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法に関すること
- まん延期に備え、入院患者受入医療機関が必要とする個人防護具、人工呼吸器、 簡易陰圧装置等の医療資器材の整備を要請する。(健康福祉企画課)
- 医師会、市町村等により設置される帰国者・接触者外来用の個人防護具を備蓄 する。(健康福祉企画課)

#### <本市の役割>・・・医療

- 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。 (健康課)
- 医療対策を円滑に実施するために、本市が設置している医療機関についても 山形県及び酒田地区医師会等の関係機関と連携して医療体制整備を図るととも に、保健スタッフによる支援体制の整備を図る。(健康課)

# (7) 市民生活及び市民経済の安定確保

#### <山形県の役割>

- □ 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について事業継続計画を策定する等十分な事前の準備をするよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 市町村に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止 策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について事業継続計画を策定する等 十分な事前の準備をするよう要請する。(危機管理課)
- 県は、継続すべき重要業務の選定、通常業務の縮小又は停止、各課室における 感染防止対策の実施、職員の健康状態把握等を内容とする業務継続計画を策定す る。(各所属)
- 県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、 緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制整備を要請する。(関係各課)
- 県は、事業者に対し、事業を継続することに伴い、利用客が感染する危険性と、 経営維持・存続のために収入を確保する必要性などを勘案して、事業継続計画を 作成するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、市町村に対し、県内発生・感染拡大期、まん延期における高齢者、障がい者等の要援護者の把握と生活支援の内容や支援体制の構築等について要請する。 (健康福祉部各課)

# <本市の役割>・・・市民生活及び市民経済の安定確保

○ 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取組み等に適宜協力するとともに、 以下について対応を図る。(危機管理課)

### ア 業務計画等の作成

○ 市の業務継続計画の作成(総務課、関係課)

### イ 物資供給の要請等

○ 地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、市の備蓄、製造販売事業者等との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付方法について検討する。(危機管理課、関係課)

### ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

○ 感染拡大期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えて、あらかじめ要援護者を把握する。(危機管理課、福祉課、健康課)

### エ 火葬能力等の把握

○ 新型インフルエンザ等の発生により死亡者が増加することを想定し、火葬能力及 び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うとともに、円滑 な埋火葬のための体制を整備する。(環境衛生課、危機管理課)

### オ 物資及び資材の備蓄等

○ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、 または施設及び設備を整備する。(危機管理課、健康課、福祉課、関係課)

# 2 海外発生期(海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)

- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大して いる場合等、様々な状況。
- ・新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内、本市内への侵入を防 ぐことは不可能であることを前提として、対策を講ずる必要がある。
- ・山形県等と連携して、新型インフルエンザ等の市内への侵入時期をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行う。
- ・対策の判断に役立てるため、国、山形県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、 新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を取る。
- ・山形県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生 に備え、市内発生した場合の対策について的確な情報提供を行ない、医療機関、事 業者、市民に準備を促す。

# (1)実施体制

### <山形県の実施体制>

県は、内閣総理大臣が、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、知事を本部長とする県対策本部を設置する。また、国が決定する基本的対処方針に基づき、対策を協議・実施する。(危機管理課、総合支庁)

### <本市の実施体制>

- 海外で新型インフルエンザ等の発生が疑われるとの情報を得た場合、速やかに市 対策本部会議連絡会を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。(危機管理課、 健康課)
- 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、政府対策本部、山形県対策本部が立ちあげられる。市においては、酒田市新型インフルエンザ等対策本部について特措法に基づく緊急事態宣言が出されていない時点では対策本部は設置しないものの、市対策本部会議幹事会を開催し、最新の情報収集や共有を図るものとする。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、国が決定した基本的対処方針を、医療機関、事業者、市民に 広く周知する。(危機管理課)
- 山形県等と連携し、感染拡大の状況を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、 その内容を確認するとともに、山形県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広

く周知する。(危機管理課、健康課)

○ 海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。(健康課)

# (2)サーベイランス・情報収集

# <山形県の役割>

- 国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、国が示した届出基準(症例定義)を周知したうえで、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)を診察した場合の届出を求め、全数把握調査を開始する(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患集団発生の監視対象を 専門学校や大学等にも拡大するなど、学校・施設等サーベイランスを強化する。(健 康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスを強化する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

# <本市の役割>・・・サーベイランス・情報収集

○ 山形県等と連携して、情報収集に努めるとともに、国及び山形県等からの要請に 応じ、県が実施する取り組みに適宜協力する。(危機管理課、健康課)

# (3)情報提供・共有

### <山形県の役割>

### ア 情報提供

- 市町村及び医療機関等の関係機関・団体に対し、海外での発生状況、感染予防及び相談体制等について情報提供するとともに、必要に応じ広く県民に対し、報道機関及びホームページの「緊急情報」を通じて情報提供し、国内発生に備えた協力の要請及び注意喚起を行う。(危機管理課、健康福祉企画課)
- 通常のインフルエンザの発生動向について、ホームページに掲載するととも に、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。(健康福祉企画課、衛生研究 所)
- 市町村に対し、住民への情報提供に努めるよう要請する。特に、まん延期に おいて、慢性疾患患者の定期薬の長期処方や電話診療によるFAX処方等の受 診方法があることを周知するよう要請する。(健康福祉企画課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関等に周知する。(保健所、健康福祉企画課、地域医療対策課)

### イ 相談

- 県民からの問い合わせに対応するため、①健康に関する相談窓口(保健所に 設置する帰国者・接触者相談センター、健康福祉企画課内)、②海外渡航等に関 する相談窓口、③県民生活に関する相談窓口、④事業者・職場のための相談窓 口等を設ける。(総合支庁、保健所、関係各課)
- 市町村に対して、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口の設置について 協力を要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所)

### <本市の役割>・・・情報提供・共有

- 山形県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等、複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、かつ出来る限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(危機管理課、健康課)
- 国のシステムを活用し、国、山形県や関係機関等とのインターネット等を活用し たリアルタイム、かつ双方向の情報共有を行う。(危機管理課、健康課)
- 国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。(健康課)

# (4) 予防・まん延防止

### <山形県の役割>

### ① 一般家庭

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等 一次予防の徹底を周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 新型インフルエンザに関する情報については、国及び県から随時公表されるので、正確な情報を収集し冷静に対応するよう要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村)
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を 準備するよう要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村)

### ② 学校

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等 一次予防の徹底を周知する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(学事文書課、教育庁

### 各課、関係課)

○ 県内の各学校等に対し、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注 意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。 (学事文書課、教育庁各課、関係課)

### ③ 事業所

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を確認するよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)

### ④ 社会福祉施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等 一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務 継続等の管理体制の確認を行うよう要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関 係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)

### ⑤ 国際航空・船舶

- 発生国からの旅客機・客船に対する検疫の集約化について、関係機関に周知する。 (交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交 通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 海外からの着陸航空機及び入港船舶から、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、検疫所、保健所、感染症指定医療機関等との連携を確認・強化する。(交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所、危機管理課、健康福祉企画課、保健所)
- 感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

### ⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(関係各課→事業者団体等→施設等)
- 県内発生・感染拡大期において、施設の使用制限の要請がなされる場合がある こと等を周知する。(関係各課→事業者団体等→施設等)

### ⑦ 高齢者・障がい者世帯等

○ 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内におけ

### 海外発生期

る通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。(健康福祉部関係各課→市町村⇒対象者)

### ⑧ 旅行者、駐在員

- 海外の新型インフルエンザ等発生状況について渡航者に情報提供する。発生地域への渡航については、やむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光交流課⇒事業者団体)
- 海外渡航予定者に対する咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(観光交流課、国際室⇒事業者団体)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(国際室⇒事業者団体⇒事業所)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係各課→派遣機関等→被派遣者)
- 海外の新型インフルエンザ発生地域から来県した観光客に、発熱・咳等の呼吸器症状が見られる場合は、保健所に連絡するよう、旅館・ホテル等に要請する。(食品安全衛生課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等⇒観光客)

# <本市の役割>・・・予防・まん延防止

- 国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や、個人が取るべき対応に関する情報提供・注意喚起について、国、山形県、事業者等と連携して市民に広く周知する。(危機管理課、健康課)
- 国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国 の要請について、国、山形県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。(危機 管理課、健康課)
- 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。(危機 管理課、健康課)

# (5)予防接種

### <山形県の役割>

- 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員に、県 及び市町村は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、地方公務員の対象者 に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得てワクチン(※ 注)の特定接種を行う。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 市町村は、国と連携し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予 防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。(健康福祉企画課、

保健所、市町村)

○ 県は、全県民が速やかに住民接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本 として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体 制の構築準備を進めるよう市町村に対し要請する。(健康福祉企画課)

(※注) 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。 発生した新型インフルエンザ等がH5N1 以外の感染症であった場合や亜型がH5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンが確保された後にそれを用いる。その選択を含めた実際の対応については、国の基本的対処方針に従うことになる。

### <本市の役割>・・・予防接種

### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

○ 山形県や国等と連携し、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康課)

### イ ワクチンの供給

○ 山形県や国等と連携して、以下の情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 (危機管理課、健康課)

# ウ 接種体制

# (ア) 特定接種

- O 山形県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。(危機管理課、健康課)
- 山形県や国等と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課、議会事務局、危機管理課、健康課)

### (イ)住民接種

○ 山形県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。(健康課) 国の要請を受けて全市民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康課)

### エ 情報提供

○ 山形県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報の提供に協力する。(危機管理課、健康課)

# (6) 医療

<山形県の役割>

ア 医療体制の整備

### (ア) 帰国者・接触者相談センターの設置

- 各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

### (イ) 帰国者・接触者外来の設置

○ 2次医療圏に1か所以上、帰国者・接触者外来を設置する。具体的には、各2次 医療に整備された感染症指定医療機関等に設置する。(健康福祉企画課、地域医療 対策課、県立病院課、保健所)

### (ウ) 一般の医療機関への協力要請

- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた上での診療体制を整備するよう要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 発生地域への渡航歴があり新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が受診 した場合は、速やかに保健所へ連絡するよう周知する。(健康福祉企画課、地域 医療対策課、保健所)
- 国内発生に備え、慢性疾患を有する定期受診患者については、定期薬の長期処方をしておく等、患者の状態に配慮しながら、まん延期に医療機関を直接受診する機会を減らすよう要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、県立病院課、保健所)

### (エ) 薬局への協力要請

- 長期処方された慢性疾患等を有する定期受診患者について、電話による服薬 指導等を検討するほか、ファクリミリによる処方箋の応需体制を整備する。(健 康福祉企画課、保健所)
  - ※ 県内発生・感染拡大期~まん延期においては、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により調剤薬局へ送付することについて、国から具体的な対応方針が示される予定である。

### (オ) 医療スタッフの確保・予防対策

- 国内発生に備え、極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、 継続的に医療を提供するための診療継続計画の確認を要請する。(健康福祉企画 課、地域医療対策課、県立病院課、保健所)
- 院内感染対策を強化するとともに、特に医療スタッフを守るため個人防護具の

着脱等感染防止策に係る確認を要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、県立病院課、保健所)

- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保を図る。(健康 福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や感染 予防のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ(離職者・退職者等の応援 含む)確保策を検討するとともに、医療スタッフ候補者に対して教育研修を実 施する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

### (カ) 新型インフルエンザ等の診療を行わない医療機関

○ 地域医療維持のために、透析病院、がん専門病院、産科病院等は新型インフル エンザ等の診療を行わないことを県民に周知徹底する。(健康福祉企画課、地域 医療対策課、保健所)

### イ 患者の搬送体制整備

○ 消防、医療機関等と、新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制を 確認し、実施準備する。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)

### ウ 臨時の患者収容施設

○ まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、 未発生期に選定した臨時の医療施設の医療スタッフの応援体制を確認する。(健康 福祉企画課、地域医療対策課、保健所、関係各課)

### エ 抗インフルエンザウイルス薬・医療資器材

- 県は、未発生期に委員会で決定された新型インフルエンザの発生時における抗 インフルエンザウイルス薬の安定供給に係る取り決めを確認するとともに、管内 の卸業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等の把握を開 始する。(健康福祉企画課)
- 帰国者・接触者外来を開設する感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエン ザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企 画課)

### <本市の役割>・・・医療

- 国及び山形県等からの要請に応じ、国及び山形県が実施する取組み等に適宜、協力する。(健康課)
- 医療対策を円滑に実施するために、本市が設置している医療機関についても山形 県及び酒田地区医師会等の関係機関と連携して医療体制整備を図るとともに、保健 スタッフによる支援体制の整備を図る。(健康課)

# (7) 市民生活及び市民経済の安定確保

### <山形県の役割>

- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う よう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う よう要請する。(危機管理課)
- 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県及び国と連携し、事業に向け た準備を行う。(関係各課)
- 登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係各 課)
- 市町村に対し、火葬能力の限界を超えた場合、一時安置できる施設の確保準備を するよう要請する(食品安全衛生課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う。(各所属)

# <本市の役割>・・・市民生活及び市民経済の安定確保

○ 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取組み等に適宜、協力する。(危機 管理課、関係課)

### ア 遺体の火葬・安置

○ 山形県等からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生により死亡者が増加することを想定し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を行う。(環境衛生課、危機管理課)

# 3 国内発生期(国内で新型インフルエンザ等が発生した状態、山形県内・本市内では未発生)

- ・国内のいずれかの都道府県(山形県を除く)で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
- ・新型インフルエンザ等の市内侵入を出来るだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見 に努める。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行う。
- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、山形県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して積極的な情報提供を行う。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた 体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう、準備を急ぎ、体制が整った場合は出来るだけ速 やかに実施する。

# (1)実施体制

### <山形県の実施体制>

- 対策本部及び対策支部の対策班は、県内患者発生に備え準備を行う。(関係各課)
- 国が県内に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した時は、これと連携する。 (危機管理課、健康福祉企画課、関係各課)

### 【緊急事態宣言時】

- 県は、国が県域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び県の 行動計画に基づき、必要な対策を実施する。(関係各課)
- 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県民・関係機関への周知
- 措置に伴い、県民生活及び県民経済の安定が損なわれないよう、対策を講ずるために指定地方公共機関等と必要な連携を行う。

### <本市の実施体制>

○ 国内で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに対策本部会議幹事会を開催し、情報の集約や共有。分析を行う。(危機管理課、健康課)

### 国内発生期

- 国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策本部会 議幹事会を開催し、県内・市内発生早期の対策を確認する。(危機管理課、健康課) 山形県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に 広く周知する。(危機管理課、健康課)
- 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、 その内容を確認するとともに、山形県等と連携して、国が決定した基本的対処方針 を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(危機管理課、健康課)

### ア 緊急事態宣言

### (ア) 緊急事態宣言

○ 国が新型インフルエンザ等の状況により、山形県に対して緊急事態宣言を行った ときは、国の基本的対処方針、県計画及び市計画に基づき必要な対策を実施する。 (危機管理課、健康課、関係課)

### <補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況なども勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

山形県を対象とする緊急事態宣言が発せられた場合の対応については、次項(感染拡大期)(P53~)に記載する。

### (イ) 市対策本部の設置

○ 本市域を対象区域として緊急事態宣言が発せられた場合、速やかに市対策本部を 設置する。(危機管理課、健康課)

# (2)サーベイランス・情報収集

### <山形県の役割>

- 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- インフルエンザ様疾患集団発生の監視対象を拡大した学校・施設等サーベイランスを継続する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスを強化する(全数把握に伴うウイルス検査件数の拡大、集団発生例におけるウイルスの亜型の特定など)。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

### <本市の役割>・・・サーベイランス・情報収集

○ 国及び山形県等からの要請に応じ、国及び山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。(危機管理課、健康課)

# (3)情報提供・共有

### <山形県の役割>

### ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、国内外の患者発生情報、感染 予防策、相談体制及び医療体制等について、情報提供を行うとともに、県民に対し、 必要に応じ報道機関、ホームページ及びSNSを通じて情報提供し、注意喚起を行う。 (危機管理課、健康福祉企画課、衛生研究所他関係各課)
- 市町村に対し、住民への情報提供に努めるよう要請する。また、地域の相談窓口 や帰国者・接触者外来、医療体制等について住民に対し周知を図るよう要請する。(危 機管理課、健康福祉企画課)
- 国から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、医療 機関等に周知する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

### イ 相談

○ 相談窓口の体制を継続する。(県庁、総合支庁、保健所他関係各課、市町村)

# <本市の役割>・・・情報提供・共有

### ア 情報提供

- 山形県等と連携して、市民に対し、国内での発生状況や現在の対策、対策の理由、 対策の実施主体、市内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等 のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等、複数の媒体・ 機関を活用し、詳細に分かりやすく、かつ出来る限りリアルタイムで情報提供し、 注意喚起を行う。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携して、個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等にはだれもが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(危機管理課、健康課、関係課)
- 市民から相談窓口に寄せられる問い合わせ、山形県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。(危機管理課、健康課)

### イ 情報共有

○ 国のシステムを活用し、国、山形県や関係機関等とのインターネット等を活用し たリアルタイム、かつ双方向の情報共有を行う。(危機管理課、健康課)

### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- 市民からの相談の増加に備え、健康福祉部健康課に設置した相談窓口体制を充 実・強化する。(健康課)
- 国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(健康課)

# (4)予防・まん延防止

### <山形県の役割>

### ① 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における 通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マ スク着用等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控える よう要請する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村)

### 2 学校

- 新型インフルエンザ等に関する情報や、国内・県内における通常のインフルエン ザの流行状況の情報を提供する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 学校の管理者に対し、児童・生徒・教職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と患者発生時の保健所への速やかな連絡を要請する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校等における感染対策の 実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・ 学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(学事文書課、教育庁 各課、関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛を要請する。(学事文書課、教育 庁各課、関係課)

### ③ 事業所

- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザ の流行状況の情報を提供する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業者の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、 うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者 の早期発見と受診勧奨等を要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 新型インフルエンザ等発生地域への出張等自粛を要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)

### ④ 社会福祉施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報や、国内・県内における通常のインフルエン ザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 施設の管理者に対し、利用者・職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手 洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに発熱、咳等の症状があ る者の早期発見と患者発生時の保健所への連絡について要請する。(健康福祉部各課、

子育て推進部関係課)

- 不特定多数の者が集まる活動の自粛及び臨時休業を行うよう協力を要請する。(健康 福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続 等の管理体制の実施準備を要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への旅行等自粛を要請する。(健康福祉部各課、子育 て推進部関係課)

### ⑤ 国際航空·船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政 策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザ等感染が疑われる患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と 連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(健康福祉企画課、保健所、 危機管理課)
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に 対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

# ⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの 流行状況の情報を提供するとともに、必要に応じ活動を自粛するよう協力を要請する。 (関係各課→事業者団体→施設等)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(関係各課→事業者団体→施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。(関係各課→事業者団体→施設等)

### ⑦ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し医療に関する相談及び生活支援の準備を行うよう要請する。(健康福祉 部関係各課→市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底と周知を要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

### ⑧ 旅行者、駐在員

- □ 国内外の新型インフルエンザ等発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光交流課・国際室⇒事業者団体)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係各課→派遣機関等→被派遣者)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ等が疑われる症状がみられる場合は、保健所へ連絡するよう要請する。(観光交流課⇒事業者団体)

### 国内発生期

- 来県した観光客に新型インフルエンザ等が疑われる症状がみられる場合は、保健所に 連絡するよう旅館・ホテル等に要請する。(食品安全衛生課、保健所⇒宿泊事業者団体 ⇒旅館等)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(国際室⇒関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

### 9 警察

○ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。(県警)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県は、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活 の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹 底を要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所)
- 県は、学校、保育所、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めて施設の休業等の要請を行う。要請に応じず、必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(危機管理課、健康福祉企画課、関係各課)
  - 基本的対処方針を踏まえ、市町村が特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施することに対し、県は医療従事者の協力要請等について支援する。(健康福祉企画課、保健所)

### <本市の役割>・・・予防・まん延防止

### ア 山形県等との連携による市民・事業所等への要請

- 山形県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等を勧奨する。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請すると ともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 (危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保 育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保 健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の 設置者に要請する。(教育委員会)
- 山形県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者のマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、 多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(危機管 理課、健康課、関係課)

### イ 水際対策

○ 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。 (危機管理課、健康課)

# (5) 予防接種

### <山形県の役割>

- 国においてワクチンが確保された場合は、ワクチンが円滑に供給できるよう準備を行 うとともに特定接種を進める。(健康福祉企画課、関係各課)
- 市町村は、住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種(新臨時接種)を開始する。(健康福祉企画課、市町村)
- 接種の実施にあたっては、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、 医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として集団接種を行う。(健康 福祉企画課、市町村、関係各課)

# <本市の役割>・・・予防接種

### ア 特定接種

○ 山形県、国と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、 集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課、 議会事務局、危機管理課、健康課)

### イ 住民接種

- 山形県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。(健康課)
- 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。(健康課)
- 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。(危機管理課、総務課、 健康課)
- 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、 新型インフルエンザ等対策の基本方針に基づく接種体制を取る。(健康課)

### ウ モニタリング

○ ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を 把握する。(健康課)

# (6) 医療

### <山形県の役割>

- ア 医療体制の整備
- (ア) 帰国者・接触者外来等の継続・拡充

### 国内発生期

- 海外発生期に各保健所に設置した帰国者・接触者相談センターにおける相談体制 を継続する。
- 海外発生期に2次医療圏に1か所以上(感染症指定医療機関等に)設置した帰国者・接触者外来については、県内での患者発生状況に応じて増設(概ね各市町村1か所以上設置)できるよう、感染症指定医療機関以外の病院、医師会、市町村等に対し設置を要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所、市町村)
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われると判断した場合、直ちに保健所に連絡し、 病原体検査に必要な検体の採取を行い、保健所に提出するよう要請する。(健康福祉 企画課、地域医療対策課、県立病院課、保健所)

### (イ) 医師会、医療機関等への協力要請

- 新型インフルエンザ等が疑われる患者が受診した場合は、直ちに保健所に連絡し、 受け入れに適当な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等 への受診指導を行うよう要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 重症者の入院医療を担当する入院患者受入医療機関に対し準備を要請する。(健康 福祉企画課、地域医療対策課、県立病院課、保健所)

### (ウ) 患者等への対応

○ 新型インフルエンザ等と診断された者(確定患者及び疑似症患者)については、 感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、 病原性が高い場合に実施するものであるが、発生当初は病原性に関する情報が限ら れていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 (健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

### (エ)確定診断のための検査体制

○ 衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉企画課、地域医療対策課、衛生研究所)

### イ 医療スタッフの確保・予防対策

- 医療機関に対し、診療継続計画の実施を要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策 課、県立病院課、保健所)
- 院内感染対策を強化するとともに、特に医療スタッフを守るため個人防護具の着脱 等感染防止策に係る確認を要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保について確認する。(健 康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や感染予防の ための訪問保健指導などを行う医療スタッフ(離職者・退職者等の応援含む)確保に ついて確認する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 必要があれば、医師、看護師等の医療従事者に対し、新型インフルエンザ等の患者 (疑い含む)の医療や特定接種・住民接種を行うよう要請する。(健康福祉企画課、地 域医療対策課、保健所)

### ウ 患者の移送・搬送体制の整備

- 感染症法に基づく入院措置の対象となった新型インフルエンザ等患者については、 原則として県が移送を行う。
- 県内発生・感染拡大期を迎えて入院措置が行われる患者が増加し、県による移送では対応しきれない場合は、消防機関等の協力が不可欠となるため、県は事前に(県内発生・感染拡大期を迎える前に)消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制の整備を進める。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)

### エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を把握し、供給体制、県備蓄薬の放出方法 について確認するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸業協会に対し適正流通を指導 する。(健康福祉企画課)
- 感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

○ 医療機関又は医薬品の販売業者等である指定地方公共機関は、医療又は医薬品の 販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(健康福祉企画課、地域医療対策課)

### <本市の役割>・・・医療

- 国及び山形県等からの要請に応じ、国及び山形県が実施する取り組み等に適宜、協力する。(危機管理課、健康課)
- 本市が設置している医療機関においても市内各医療機関と連携し、医療対策を円滑に実施していく。また、これを支援する保健スタッフの活動を計画的に行う。

(健康課)

# (7) 市民生活及び市民経済の安定確保

### <山形県の役割>

- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化す うよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 県民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動 を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しな いよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。(危機管理課、関係各 課)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、 重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行うよう要請する。(危機

### 国内発生期

管理課)

○ 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要 業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行う。(各所属)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

### ①事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施する ため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経 済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。(関係各課)

### ①-2電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者並びにLPガス販売事業者である指定地方公共機関は、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地 方公共機関は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必 要な措置を講ずる。(関係各課)

### ①-3運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、 体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関はそれぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営むもの及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の配達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。(関係各課)

### ②サービス水準に係る国民への呼びかけ

国が、事業者のサービス提供水準にかかる状況の把握を開始し、国民に対して、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけることを受けて、県は国と連携し、県民への呼びかけを行う。(関係各課)

### ③緊急物資の運送等

- ・県は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を 要請する。(関係各課)
- ・県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(健康福祉企画課)
- ・上記の要請に正当な理由がないにもかかわらず応じないときは、県は必要に応じ 指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係各課)

### ④生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係各課)

### ⑤犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、 広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(県警)

# <本市の役割>・・・市民生活及び市民経済の安定確保

○ 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。 市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(危機管理課、まちづくり推進課、健康課)

# 4 感染拡大期(県内・市内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態)

- ・山形県内・本市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・県内・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等を取る。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人が取るべき行動について 十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。市内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

# (1)実施体制

### <山形県の実施体制>

対策本部及び対策支部は、的確な情報収集を実施し、県民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。 (関係各課)

### <本市の実施体制>

- 山形県内で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、 速やかに対策本部会議幹事会を開催し、情報の集約や共有・分析を行う。(危機管 理課 健康課)
- 国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策本部会 議幹事会を開催し、県内・市内感染拡大期の対策を確認する。(危機管理課、健康

### 課)

- 山形県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に 広く周知する。(危機管理課、健康課)
- 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、 その内容を確認するとともに、山形県等と連携して、国が決定した基本的対処方針 を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(危機管理課、健康課)

# 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

# (ア) 緊急事態宣言

○ 国が新型インフルエンザ等の状況により、山形県に対して緊急事態宣言を行った ときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実 施する。(危機管理課、健康課、関係課)

### <補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況なども勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

### (イ) 市対策本部の設置

○ 本市域を対象区域として緊急事態宣言が発せられた場合、速やかに市対策本部を 設置する。(危機管理課、健康課)

# (2)サーベイランス・情報収集

### <山形県の役割>

○ 国内発生早期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握調査を実施する。 (健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

※ 県内での患者発生が増加し、患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなるなど、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更した際(まん延期の段階)には、全数把握調査を中止し、通常のサーベイランス(インフルエンザ定点医療機関からの週報)に戻す。

- インフルエンザ様疾患の集団発生の監視(学校・施設等サーベイランス)は、季節性インフルエンザの流行時と同様の対応に戻す。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスは、県内の患者数が増加した段階で、入院患者等の重症例 に限定してウイルスの亜型や抗インフルエンザウイルス薬に対する感受性の検査等を 行う体制に変更する。

### <本市の役割>・・・サーベイランス・情報収集

○ 国及び山形県等からの要請に応じ、国及び山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。(危機管理課、健康課)

# (3)情報提供・共有

### <山形県の役割>

# ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対する情報提供を継続する。(危機管理 課、健康福祉企画課、衛生研究所他関係各課)
- 市町村に対し、住民への情報提供を強化するよう要請する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共 交通機関の運行状況等について情報提供するよう要請する。(危機管理課、健康福祉 企画課)
- 国から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、医療機関に周知する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課)

### イ 相談

○ 相談窓口の体制を強化する。(県庁、保健所、総合支庁、市町村)

### <本市の役割>・・・情報提供・共有

# ア 情報提供

- 山形県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対し、国内・ 県内・市内での発生状況や現在の対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施 主体等について、詳細かつ分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(危 機管理課、健康課)
- 山形県等と連携して、個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(危機管理課、健康課)
- 市民から相談窓口に寄せられる問い合わせ、山形県や関係機関等から寄せられる情報 の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必 要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。(危機管理課、健康課)

### イ 情報共有

○ 国のシステムを活用し、国、山形県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイム、かつ双方向の情報共有を行う。(危機管理課、健康課)

### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- 市民からの相談の増加に備え、健康福祉部健康課に設置した相談窓口体制を充実・強 化する。(健康課)
- 国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(健康課)

# (4) 予防・まん延防止

### <山形県の役割>

県内で患者が発生し感染が拡大しつつある段階では、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大防止のために、以下の対策を実施する。ただし、患者数が増加し感染の機会が拡大するにつれて感染拡大防止効果は低下することから、県内の患者発生状況に応じてそれぞれの対策を緩和する。

### ① 患者や濃厚接触者等への対応

- 感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 外出自粛(自宅待機)要請の期間は、患者の場合は「発症した日の翌日から7日を経過するまで、又は解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」を目安とし、患者の同居者の場合は、「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」を目安とする。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

### ② 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を 準備するよう要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村)

### ③ 学校

- 学校保健安全法に基づく臨時休業については、通常の季節性インフルエンザより病原性や感染性が高いことを想定して、より欠席者が少ない段階から基本的対処方針による期間等を参考に実施するよう学校の設置者に要請する。(要請内容:欠席率10%を目安に休業期間を1週間等)(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 学校の設置者に対し、新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 長期の学校休業期間における教育・管理体制への移行を要請する。(学事文書課、 教育庁各課、関係課)
- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大をしないための運営方法の工夫を要請する。(関係各課)
- 医療機関における混乱を回避するため、学校の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザ等にり患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。

(教育庁各課他関係各課)

### ④ 事業所

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(関係各課 ⇒事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業者の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、 うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある 者の早期発見と保健所への連絡について勧奨を行うよう要請する。(関係各課⇒事 業者団体⇒事業所)
- 学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者(従業員)が休暇を取得せ ざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。(関係各課→事業者団体→事 業所)
- 医療機関における混乱を回避するため、事業所の管理者が職員等に対し、「新型 インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請 する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

### ⑤ 社会福祉施設

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を協力要請する。(健康 福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内への新型インフル エンザ等持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部各課、子 育て推進部関係課)
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエン ザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 施設の管理者に対し、職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、 うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに発熱、咳等の症状のある者 の早期発見と保健所への連絡について勧奨を行うよう要請する。(健康福祉部各課、 子育て推進部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や従事者が複数発症した場合の業務 継続等の管理体制への移行を要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部)

### ⑥ 国際航空・船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交 通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザ等感染が疑われる患者が入国した場合、停留等を行う検疫 所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(健康福祉企画課、 保健所、危機管理課)
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者 に対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

### ⑦ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

○ 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザ

- の流行状況の情報を提供するとともに、活動を自粛するよう協力を要請する。(関係各課→事業者団体→施設等)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、 消毒液の設置等を要請する。(関係各課→事業者団体→施設等)

### ⑧ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し、医療に関する相談・支援を行うよう要請する。(健康福祉部関係 各課⇒市町村)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を要請する。(健康福祉部関係各課)

### ⑨ 旅行者、駐在員

- □ 国内外の新型インフルエンザ等発生状況について旅行者に情報提供する。発生 地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光交 流課・国際室⇒事業者団体)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係各課→派遣機関等→被派遣者)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(観光交流課→事業者団体)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(国際室→関係各課→事業者団体→事業所)

### 10 警察

○ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。(県警)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県は、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活 の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹 底を要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所)
- 県は、学校、保育所、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めて施設の休業等の要請を行う。要請に応じず、必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(危機管理課、健康福祉企画課、関係各課)
- 基本的対処方針の変更を踏まえ、市町村が特措法第46条の規定に基づき、予

### 感染拡大期

防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施することに対し、県は医療従事者の協力要請等について支援する。(健康福祉企画課、保健所)

# <本市の役割>・・・予防・まん延防止

### ア 県内・市内での感染拡大防止策

○ 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取り組みに適宜協力する。(危機管理課、健康課)

### イ 山形県等との連携による市民・事業所等への要請

- 山形県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等を勧奨する。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請すると ともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 (危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(教育委員会)
- 山形県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び 掛けなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、 多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(危機管 理課、健康課)

### ウ 水際対策

O 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取組み等に適宜協力する。(危機 管理課、健康課)

### 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

- 山形県からの要請に応じ、山形県が実施する取組みに適宜協力する。(危機管理課、 健康課)
- 人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域 等において、新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域に おける重点的な感染防止策を実施することとした場合には、山形県や国等からの要 請に応じ、その取組み等に協力する。(危機管理課、健康課、関係課)

# (5) 予防接種

### <山形県の役割>

○ ワクチンが円滑に供給できるよう準備を行うとともに特定接種を進める。(健康福祉

企画課、関係各課)

- 市町村は、住民への接種順位等の基本的対処方針の変更等を踏まえ、関係者の協力を 得て、住民接種(新臨時接種)を継続する。(健康福祉企画課、市町村)
- 接種の実施にあたっては、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として集団接種を行う。(健康福祉企画課、市町村、関係各課)

# <本市の役割>・・・予防接種

### ア ワクチンの供給

○ 山形県等と連携して、以下の情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(危機管理課、健康課)

## イ 特定接種

○ 山形県、国と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、 集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課、 議会事務局、危機管理課、健康課)

### ウ 住民接種

- 山形県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。(健康課)
- 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。(健康課)
- 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。(危機管理課、健康課) 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザ等対策の基本方針に基づく接種体制を取る。(健康課)

### エ モニタリング

○ ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を 把握する。(健康課)

### 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

○ 市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法 第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実 施する。(健康課)

# (6) 医療

### <山形県の役割>

### ア 医療体制の整備

- (ア)帰国者・接触者外来等
- 保健所に設置した帰国者·接触者相談センターにおける相談体制を継続するとと

### 感染拡大期

もに、県内の患者発生状況に応じて、帰国者・接触者外来を増設する。(病院、医師会、市町村等に要請し、概ね各市町村1か所以上に設置する。)(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

○ 県内での患者発生が増加し、患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなるなど、 患者の受診先の集約化による感染拡大防止対策の効果が低いと判断された際には、 帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へ と変更する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

### (イ) 医師会、医療機関等への協力要請

- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が受診した場合、直ちに保健所に連絡し、受け入れに適当な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等への受診指導を行うよう要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 入院患者受入医療機関に対し、治療計画の見直しを進め、病床の確保を図るよう 要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、県立病院課、保健所)
- 帰国者・接触者外来の増設にあたって、その設置・運営に協力するよう要請する。 (健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

### (ウ) 患者等への対応

- 新型インフルエンザ等と診断された者(確定患者及び疑似症患者)については、 感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。(この措置 は、病原性が高い場合に実施するものであるが、発生当初は病原性に関する情報が 限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施 する。)(健康福祉企画課、保健所)
- 県内で新型インフルエンザ等の患者数が増加し、患者の受診先の集約化による まん延防止対策の効果が低いと判断された際には、帰国者・接触者外来を指定して の診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更する際に、感染症法によ る入院措置も中止する。

### (エ)確定診断のための検査体制

○ 衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。 ただし、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)

### イ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理

- 各医療機関に対し、医療スタッフに対する感染防御対策と健康管理を徹底する よう要請する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課、県立病院課)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフを確保する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課)
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や感染予防

- のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ (離職者・退職者等の応援含む) を確保する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課)
- 診療継続計画の継続実施を要請する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策 課、県立病院課)

### ウ 患者の移送・搬送体制の強化

- 感染症法に基づく入院措置の対象となった新型インフルエンザ等患者について は、原則として県が移送を行う。(健康福祉企画課、保健所)
- 入院措置を行う患者数が多くなり、県による移送だけでは対応できないと判断された場合は、消防機関等の協力を得て、感染症指定医療機関等への移送を行う。 県内での患者数が増加し、感染症法による入院措置を中止した場合、その後に発生した新型インフルエンザ等の救急患者については、消防機関が医療機関への搬送を行う。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)
- 各消防機関に対し、移送及び搬送時における感染防御対策を徹底するよう要請する。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)

### エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適 正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)
- 流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、医薬品卸業協会を通じて、帰国者・接触者外来及び感染症指定医療機関等に配送する。なお、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に厚生労働省に報告する。(健康福祉企画課)
- まん延期に抗インフルエンザウイルス薬の不足が見込まれる場合には、厚生労働省に対し県内への供給調整を依頼する。(健康福祉企画課)

### <本市の役割>・・・医療

- 国及び山形県等からの要請に応じ、国及び山形県が実施する取り組み等に適宜、協力する。(危機管理課、健康課)
- 本市が設置している医療機関においても市内各医療機関と連携し、医療対策を円滑に実施していく。また、これを支援する保健スタッフの活動を計画的に行う。

(健康課)

# (7) 市民生活及び市民経済の安定確保

### <山形県の役割>

○ 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)

### 感染拡大期

- 県民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動 を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しな いよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。(危機管理課、関係各 課)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、 重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行うよう要請する。(危機 管理課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要 業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行う。(各所属)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

①事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施する ため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経 済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。(関係各課)

①-2電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者並びにLPガス販売事業者である指定地方公共機関は、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地 方公共機関は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必 要な措置を講ずる。(関係各課)

①-3運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、 体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関はそれぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営むもの及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の配達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。(関係各課)

②サービス水準に係る国民への呼びかけ

国が、事業者のサービス提供水準にかかる状況の把握を開始し、国民に対して、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけることを受けて、県は国と連携し、県民への呼びかけを行う。(関係各課)

### ③緊急物資の運送等

- ・県は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を 要請する。(関係各課)
- ・県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(健康福祉企画課)
- ・上記の要請に正当な理由がないにも関わらず応じないときは、県は必要に応じ指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係各課)
- ④生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係各課)

⑤犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、 広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(県警)

# <本市の役割>・・・市民生活及び市民経済の安定確保

### ア 市民・事業者への呼び掛け

○ 市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な 行動を呼びかける。(危機管理課、まちづくり推進課)

# 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

# ア 生活関連物資等の価格の安定等

- 山形県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活 関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資の価格が高騰し ないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとと もに、必要に応じて関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の 要請を行う。(危機管理課、関係課)
- 必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(まちづくり推進課、危機管理課)

# 5 まん延期(市内で感染が拡大し、患者の感染経路等を変学調査で 追うことが出来なくなった状態

- 医療体制を維持する。
- 市民の健康被害を最小限に抑える。
- 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
- ・感染の拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防 止策から被害軽減策に切り替える。
- ・市内でも地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策も異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等 について周知し、個人一人一人が取るべき行動について、分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数を出来るだけ少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、治療の必要な患者が適切な治療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えるため、 必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動を出来る限 り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

# (1) 実施体制

### <山形県の実施体制>

○ 対策本部及び対策支部は、引き続き的確な情報収集を実施し、県民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。(関係各課)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

○ 県は上記に加え、基本的対処方針に基づき、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、 応援等の措置の活用を行う。

# <本市の実施体制>

○ 山形県等と連携し、市行動計画に基づき必要な対策を実施する。(危機管理課、健康課、関係課)

# 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

○ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった 場合においては、特措法の規定に基づく山形県知事による代行、応援等の措置の活 用を行う。(危機管理課、健康課)

# (2)サーベイランス・情報収集

### <山形県の役割>

- 患者の全数把握調査を中止し、通常のサーベイランス(インフルエンザ定点医療機関からの週報)を実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- インフルエンザ様疾患の集団発生の監視(学校・施設等サーベイランス)は、季節性インフルエンザの流行時と同様の方式で行う。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスは、入院患者等の重症例に限定してウイルスの亜型や抗インフルエンザウイルス薬に対する感受性の検査等を行うなど、優先度を考慮して実施する。(衛生研究所)

### <本市の役割>・・・サーベイランス・情報収集

○ 国及び山形県等からの要請に応じ、国及び山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。(危機管理課、健康課)

## (3)情報提供・共有

### <山形県の役割>

### ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対する情報提供を継続する。(危機管 理課、健康福祉企画課、衛生研究所他関係各課)
- 市町村に対し、住民への情報提供の継続と地域の医療体制についての周知を要請する。(危機管理課、健康福祉企画課)
- 国から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、医療 機関に周知する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課)
- 市町村に対し、重症者のみ入院加療とし、軽症者は自宅療養することを住民に周 知するよう要請する。(危機管理課、健康福祉企画課)

### イ 相談

○ 県内発生・感染拡大期に強化した相談窓口の体制を維持する。(県庁、総合支庁

保健所、市町村)

# <本市の役割>・・・情報提供・共有

### ア 情報提供

- 山形県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対し、国内・県内・市内での発生状況や現在の対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細かつ分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携して、個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染 予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(危機管理課、健康課)
- 市民から相談窓口に寄せられる問い合わせ、山形県や関係機関等から寄せられる 情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把 握し、次の情報提供に反映させる。(危機管理課、健康課)

### イ 情報共有

○ 国のシステムを活用し、国、山形県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイム、かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。(危機管理課、健康課)

### ウ 相談窓口の継続

- 市民からの相談の増加に備え、健康福祉部健康課に設置した相談窓口体制を継続する。(健康課)
- 国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(健康課)

# (4)予防・まん延防止

### <山形県の役割>

- ① 患者や濃厚接触者等への対応
  - 患者については、感染症法に基づく入院措置の対象とならない。しかし、入院を 必要とする重症患者以外は自宅療養が基本となるので、自宅療養期間(発症した日 の翌日から7日を経過するまで、又は解熱した日の翌々日までのいずれか長い方) の指導を継続する。(健康福祉企画課、保健所)
  - 患者の濃厚接触者を特定しての措置(接触者への外出自粛要請、健康観察等)は 中止する。(健康福祉企画課、保健所)

### ② 一般家庭

○ 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における 通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マ スク着用等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控える よう要請する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)

### ③ 学校

- 学校の設置者に対し、不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう協力を求める。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザ の流行状況の情報を提供する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)
- 長期の学校休業期間における教育・管理体制への移行を要請する。(学事文書課、 教育庁各課、関係課)
- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大をしないための運営方法の工夫を要請する。(関係各課)
- 医療機関における混乱を回避するため、学校の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザ等にり患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。 (学事文書課、教育庁各課、関係課)

### ④ 事業所

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(関係各課⇒ 事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業者の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、 うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者 の早期発見と受診勧奨を行うよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者(従業員)が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 医療機関における混乱を回避するため、事業所の管理者が職員等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。 (関係各課→事業者団体→事業所)

### ⑤ 社会福祉施設

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(健康福祉部 関係各課、子育て推進部関係課)
- 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内へのインフルエンザ 持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部 関係課)
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザ の流行状況の情報を提供する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 施設の管理者に対し、職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見との受診勧奨を行うよう要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や従事者が複数発症した場合の業務 継続等の管理体制の移行を要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)

### まん延期

### ⑥ 国際航空·船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通 政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が入国した場合、検疫所と連携して 対応する。(健康福祉企画課、保健所)

### ⑦ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザ の流行状況の情報を提供するとともに、活動を自粛するよう要請する。(関係各課⇒ 事業者団体⇒施設等)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(関係 各課→事業者団体→施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、 消毒液の設置等を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

#### ⑧ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し、医療に関する相談・支援を行うよう要請する。(健康福祉部関係各 課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等者)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(健康 福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際にインフル エンザを感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよ う、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を要請 する。(健康福祉部関係各課)
- 市町村に対し、速やかに必要な生活支援(見回り、介護、訪問看護、食料提供等)を行うよう要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

## ⑨ 旅行者、駐在員

- □ 国内外の新型インフルエンザ等発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光交流課⇒事業者団体⇒事業所)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底及び発熱、咳等の症状がある場合、旅行自粛を要請するとともに、医療機関を受診するよう要請する。(観光交流課⇒事業者団体⇒事業所)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業 員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速 やかに情報提供するよう要請する。(国際室→関係各課→事業者団体→事業所)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に 対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係各課)

## 10 火葬場

- 可能な限り火葬炉を稼動させるよう要請する。(食品安全衛生課、保健所、市町村)
- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的 に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、火葬の広域対応について検討す

る。(食品安全衛生課、保健所、市町村)

### (11) 警察

○ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、 広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。(県警)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 県は、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活 の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹 底を要請する。(危機管理課、健康福祉企画課、保健所)
- 県は、学校、保育所、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めて施設の休業等の要請を行う。要請に応じず、必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(危機管理課、健康福祉企画課、関係各課)
- 住民接種については、国内発生早期の対策を継続し、市町村が基本的対処方 針の変更を踏まえ実施する予防接種に対し、県は支援する。(健康福祉企画課、 地域医療対策課)

## <本市の役割>・・・予防・まん延防止

#### ア 感染拡大防止策

- 山形県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等を勧奨する。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請すると ともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 (危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(教育委員会)
- 山形県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び 掛けなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(危機管理課、健康課)
- 山形県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、 多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(危機管 理課、健康課)

### イ 水際対策

O 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取組み等に適宜協力する。(危機 管理課、健康課)

## 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

(ア)患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取組み等に適宜協力する。 (危機管理課、健康課)

## (5) 予防接種

## <山形県の役割>

○ 国内発生早期~県内発生・感染拡大期の対策を継続する。

## <本市の役割>

## ア 緊急事態宣言が発せられていない場合

感染拡大期の記載 (P59)を参照する。

## イ 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

特措法第46条の規定に基づき、住民接種を進める。(健康課)

## (6) 医療

## <山形県の役割>

## ア 医療体制の整備

- 帰国者・接触者外来の中止、及び感染症法に基づく入院措置の中止に伴い、原則として全ての医療機関(透析病院、がん専門病院、産科病院等を除く)に対し、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の治療を要請する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課)
- 必要となる入院患者受入病床630床(村山305床以上、最上45床以上、置賜120床 以上、庄内160床以上)の確保を要請する。(健康福祉企画課、保健所)
- 入院治療は原則として重症者(重度の肺炎や呼吸機能の低下等を認め、医学的に 入院が必要と判断される新型インフルエンザ患者)を対象とし、それ以外の患者に 対しては在宅での療養を要請するよう周知する。(健康福祉企画課、保健所、地域医 療対策課、県立病院課)

※ 医師が在宅療養患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により調剤薬局へ送付する方法について、国から示される基本的対処方針を周知する。

- 入院治療の必要な重症者について、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 (健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)
- 医療機関の人的被害及び医療資器材の在庫状況を確認し、新型インフルエンザや その他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(健康福祉企画課、保健所、 地域医療対策課、県立病院課)

### イ 入院の調整

○ 入院患者の極端な増加が予想されることから、重症者の入院が優先的に行われるよう医療機関の空床状況把握に努め各医療機関、保健所、消防本部が連携して調整を図る。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課、危機管理課)

## ウ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理

- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフを確保する。(健康福祉 企画課、保健所、地域医療対策課)
- 各医療機関に対し、医療スタッフに対する感染防御対策と健康観察を要請する。 (健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課、県立病院課)
- 患者の増大により抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測されることから、予 防投与は原則中止し、感染防御対策を徹底するよう要請する。(健康福祉企画課)

#### エ 患者の搬送体制の強化

- 救急搬送される患者が増大することから、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、積極的に情報共有等の連携を行う。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)
- 各消防機関に対し、感染防御対策を徹底するよう要請する。(健康福祉企画課、保健所、危機管理課)

## オ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 県内で、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)
- 流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、 県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業協会を通じて供給する。 なお、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的 に厚生労働省に報告し、流通が不足する場合、厚生労働省に補充を要請する。(健康 福祉企画課)

## 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指 定地方公共機関は、医療又は医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するため に必要な措置を講ずる。(健康福祉企画課、地域医療対策課)

② 臨時の医療施設における医療の提供等 県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置 し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピー

### まん延期

クを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により、順次閉鎖 する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、関係各課)

## <本市の役割>・・・医療

- 国や山形県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉部各課)
- 国及び山形県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。(危機管理課、 健康課)
- 本市が設置している医療機関においても市内各医療機関と連携し、医療対策を円滑に実施していく。また、これを支援する保健スタッフの活動を計画的に行う。

(健康課)

## (7) 市民生活及び市民経済の安定確保

## <山形県の役割>

- 事業所に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策 を講じるよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 県民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。(危機管理課、関係各理)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要 業務の継続や不要不急の業務の縮小の実施状況を把握する。(各所属)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

① 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を 行う。その際、国が行う当該事業継続のための法令の弾力的運用について、必要 に応じ、周知を行う。(関係各課)

② 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者並びにLPガス販売事業者である指定地方公共機関は、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指 定地方公共機関は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給する ために必要な措置を講ずる。(関係各課)

③ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところに

より、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において 旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関はそれぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営むもの及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の配達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。(関係各課)

### ④ サービス水準に係る国民への呼びかけ

国が、事業者のサービス提供水準にかかる状況の把握に努め、国民に対して、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけることを受けて、県は国と連携し、県民への呼びかけを行う。(関係各課)

#### ⑤ 緊急物資の運送等

県は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係各課)

県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(健康福祉企画課)

上記の要請に正当な理由がないにも関わらず応じないときは、県は必要に応 じ指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係各課)

### ⑥ 物資の売渡しの要請等

県は医薬品や食品等について、所有者に対し、売渡しを要請する。必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売り渡しにかかる同意を得る。なお、当該物資が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにも関わらず当該所有者等が応じないときは、必要に応じ物資を収用する。(関係各課)

県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ県内の 事業者に対し、特定物資の保管を命じる(関係各課)

### ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、県民生活及び県民経済安定のために、物価の安定及び生活 関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が 高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視を するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上 げの防止等の要請を行う(関係各課)

県及び市町村は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県 民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係各課)

県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は、 生ずる恐れがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な 措置を講ずる。(関係各課)

### まん延期

⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国が、市町村に対し在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、食料提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する ことを受けて、県は市町村の支援を行う。(健康福祉部内各課)

⑨ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に 努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。 (県警)

⑩ 埋葬・火葬の特例等

県は、以下の状況時に迅速に市町村につなぎ、連携し、必要な支援を行う。(食品安全衛生課)

国が県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬させるよう要請したとき。

国が県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える ことが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保 するよう要請したとき。

埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、国が当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めたとき。

県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域 かつ速やかに収集し、遺体の搬送等を実施する。

- ※ 以下は、各機関と情報交換を図り、必要な関係機関へ繋ぐとともに、必要 に応じて県民への情報提供を行う。(関係各課)
- ① 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保存等 行政上の権利利益満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、 金銭債務の支払い猶予等の措置の創設(内閣官房、関係省庁)
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府金融機関等は償還期限又は措置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の提言等の措置を講ずるよう努める。

日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な有志を実施する等の措置を講ずるよう努める。

日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われた時は、同行で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。

③ 金銭債務の支払猶予

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱する恐れが ある場合には、その対応策を速やかに検討する。

④ 通貨及び金融の安定

日本銀行は、通貨及び金融の調整、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な

確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。

## <本市の役割>・・・市民生活及び市民経済の安定の確保

### ア 市民・事業者への呼び掛け

○ 山形県等と連携し、市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(危機管理課、まちづくり推進課)

## 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

### ア業務の継続等

○ 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。

## イ サービス水準に係る市民への呼び掛け

○ 山形県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛ける。(危機管理課、まちづくり推進課)

### ウ 生活関連物資等の価格の安定等

- 山形県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活 関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資の価格が高騰し ないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視を行うととも に、必要に応じて関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要 請を行う。(危機管理課、関係課)
- 山形県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(まちづくり推進課)
- 山形県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、本市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。 (危機管理課、関係課)

### エ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

○ 山形県からの要請に応じ、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。 (健康福祉部)

## オ 埋葬・火葬の特例等

- 山形県からの要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。 (環境衛生課)
- 山形県からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 (危機管理課、環境衛生課)
- 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、本市長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。(危機管理課、環境衛生課)

# 6 小康期(患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

- ・市民生活及び市民経済の回復を図り、次の流行に備える。
- ・次の流行に備えるため、第一次流行に関する対策の評価を行うとともに、資機材、 医薬品の調達等、第一次流行による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急 に回復を図る。
- ・第一次流行の終息及び第二次流行発生の可能性や、それに備える必要性について、 市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二次流行の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二次流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

# (1) 実施体制

## <山形県の実施体制>

- 対策本部及び対策支部の体制の縮小、解除時期を検討する。(関係各課)
- 第二波等に備え、対策本部・対策支部の実施体制及び業務継続体制について検討する。 (関係各課)

### ① 緊急事態解除宣言

国が緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中 止する。

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

② 政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。

市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

# <本市の実施体制>

## ア 基本的対処方針の変更

- 山形県等と連携して、市行動計画に基づき必要な対策を実施する。(関係課) 小康期に入った旨及び、縮小・中止する措置を確認する。(危機管理課、健康課)
- 流行の第二波に備え、対策本部の体制の整備を図る。(関係課)

### イ 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

○ 国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。(危機管理課、健康課)

### <参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合等であり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する 免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡 する患者が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みが立った場合

## ウ 対策の評価・見直し

○ 各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、山形県による県行動計画の見直しを踏まえ、本市行動計画等の必要な見直しを行う。(危機管理課、健康課)

## エ 対策本部の廃止

○ 政府対策本部が廃止された時は、速やかに市対策本部を廃止する。(危機管理課)

## (2)サーベイランス・情報収集

### <山形県の役割>

- 通常のサーベイランス(インフルエンザ定点医療機関からの週報)を実施する。(健 康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 流行の第二波(再流行)を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患の集団発生の監視(学校・施設等サーベイランス)を、季節性インフルエンザの流行時と同様の方式で行う。

## <本市の役割>・・・サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

○ 国、山形県、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対 策等に関する情報を収集する。(危機管理課、健康課)

### イ サーベイランス

○ 国及び山形県等からの要請に応じ、国や山形県が実施する取り組み等に適宜協力 する。(危機管理課、健康課)

## (3)情報提供・共有

### <山形県の役割>

### ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、引き続き情報提供を行うととも に、流行の第二波に備え、患者発生状況、相談体制及び医療体制等について、必要に 応じ報道機関を通じて情報提供を行う。(健康福祉企画課、危機管理課)
- 市町村に対し、住民への情報提供を要請する。(健康福祉企画課、危機管理課)
- 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。(健康福祉企画課、 危機管理課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関に周知する。 (健康福祉企画課、地域医療対策課、保健所)

#### イ 相談

○ 状況を見ながら、相談窓口等を縮小する。(県、市町村)

## <本市の役割>・・・情報提供・共有

## ア 情報提供

- 山形県等と連携して、第一次の流行終息と第二次流行の可能性やそれに備える必要性等について、引き続きメディア等に対し、必要な情報を提供する。(危機管理課、健康課)
- 市民から相談窓口に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報 をとりまとめ、必要に応じて山形県等と連携し、国に提供することで共有化を図る。 (危機管理課、健康課)

## イ 情報共有

○ 山形県等と連携し、山形県等関係機関等との情報共有を維持し、第二次流行に備 えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。(危機管理課、健康課)

### ウ 相談窓口の体制の縮小

○ 相談窓口体制を縮小する。(健康課)

# (4) 予防・まん延防止

## <山形県の役割>

① 学校

閉鎖解除の時期を周知するとともに第二波に備えた感染防止対策の維持について 要請する。(学事文書課、教育庁各課、関係課)

## ② 事業所

終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

③ 社会福祉施設

終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(健康福祉部各課、子育て推進部関係課)

### ④ 国際航空・船舶

終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

### ⑤ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

### ⑥ 高齢者・障がい者世帯等

終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策と生活支援について要請する(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

## ⑦ 旅行者、駐在員

終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

## <本市の役割>・・・予防・まん延防止

○ 山形県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注 意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。(危機管理課、健康課)

# (5) 予防接種

## <山形県の役割>

○ 流行の第二波に備えて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康 福祉企画課、市町村)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

予防接種

市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

### <本市の役割>・・・予防接種

## ア 緊急事態宣言が発せられていない場合

流行の第二波に備えて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 (健康課)

## イ 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

特措法第46条の規定に基づき、住民接種を進める。(健康課)

## (6) 医療

### <山形県の役割>

- 新型インフルエンザ等の発生状況を見ながら、国の基本的対処方針等も踏まえ、 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すなど、医療体制の見直しを 行う。(健康福祉企画課、保健所、地域医療対策課)
- 医療機関等に対し、不足している医療資器材及び医薬品の確保について要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課)
- 新型インフルエンザ等の流行による被害を把握し、分析する。(健康福祉企画課、 危機管理課、関係各課)

## 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

必要に応じ、まん延期に講じた措置を適宜縮小する。

## <本市の役割>・・・医療

- 国及び山形県等からの要請に応じ、国や山形県が実施する取り組み等に適宜協力 する。(危機管理課、健康課)
- 流行の第二波に備え、市が設置している医療機関においても、市内各医療機関と ともに体制整備を図る。また、保健スタッフにおいても支援体制の整備を図る。

(健康課)

## (7)市民生活及び市民経済の安定確保

## <山形県の役割>

- 事業所に対して、小康状態においても感染防止策の徹底を要請する。(関係各課)
- 市町村に対して、流行の第二波に備えた体制等について検討を行うよう要請する。 (危機管理課)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

① 業務の再開

県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な業務への重点化のために中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。 県は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとと もに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援 を行う(関係各課)

- ② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資
- ③ 県、市町村及び指定地方公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## <本市の役割>・・・市民生活及び市民経済の安定確保

## ア 市民・事業者への呼び掛け

- 山形県等と連携し、市民に対して食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動について呼び掛ける。(危機管理課、まちづくり推進課)
- 流行の第二波に備え、山形県等と連携し、市民や事業者等に対し感染防止策を 講じるよう周知を図る。(健康課)

## イ 緊急事態宣言が発せられている場合の措置

## (ア)業務の再開

○ 山形県等からの要請に応じ、山形県が実施する取り組み等に適宜協力する。(危機管理課、健康課)

## (イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- 山形県や国等と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。 (危機管理課、健康課)
- ○流行の第二波に対応する体制について検討する。(危機管理課、健康課)

# IV 低病原性であることが判明した場合

本行動計画は、高病原性の鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ(A/H 5 N 1)を念頭に置いている。しかしながら、2009年4月、北米に端を発した豚由来の新型インフルエンザ(A/H 1 N 1)は、人に免疫がないため感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴(低病原性)を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なっていた。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されるので、病原性が低いことが判明していない限り、基本的には 高病原性に準拠した対策を実施する。

低病原性と判明した場合は、医療体制や学校・保育施設等の臨時休業をはじめとする感染防止対策・社会対応については、実情に応じて下記のように柔軟に対応する必要がある。なお、実際の対策においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性の高さ、潜伏期などの科学的知見に基づき、国が基本的対処方針等を通じて具体的な指針を示すので、その内容を踏まえて対応する。

#### (1) 医療体制

新型インフルエンザ等が高病原性の場合、帰国者・接触者外来については、海外感染期~国内発生早期において2次医療圏に1か所以上(感染症指定医療機関等に)設置し、県内の患者発生状況に応じて増設することとしている。これに対して、低病原性であることが判明した場合には、帰国者・接触者外来を設置する必要がない。また、低病原性が判明した場合、感染症指定医療機関への患者の入院勧告(措置)については原則として行わず、自宅療養とするが、重症患者については一般医療機

関においても入院を受け入れるよう要請する。(健康福祉企画課、地域医療対策課、 保健所)

### (2) 感染拡大防止対策·社会対応

新型インフルエンザ等の病原性が低いと判明した場合、学校等の臨時休業や外出 自粛等の要請を始めとする対策を特別に強化する必要はなく、基本的に通常の季節 性インフルエンザの流行時と同様の対応とする。

- 学校・保育施設等における感染拡大防止対策について、季節性インフルエンザの場合は、欠席率15~20%で臨時休業を実施し、休業期間を3~5日間としている学校が多い。これに対して新型インフルエンザ等では、病原性や感染性が季節性インフルエンザよりも高いことを想定して、「欠席率10%」を目安に臨時休業を実施し、「休業期間を1週間」とするなどを学校の設置者に要請することとした。しかし、実際の新型インフルエンザ等の病原性が低いと判明した場合は、季節性インフルエンザと同様の考え方で臨時休業の開始時期や休業期間を判断してよい。
- 不特定多数の人が集まる施設、集客施設については、事業活動の自粛は要請しないが、感染予防措置の要請を行う。ただし、「今後のまん延の状況等により、自

粛を要請する場合がある」ことを周知する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

○ スポーツ大会や集会などは一律に自粛を求めず、主催者が開催の必要性を再検 討するよう要請する。(関係各課→事業者団体→施設等)

開催する場合は感染を減らす工夫をしてもらい、体調不良の人には参加や観戦を控えるよう呼び掛けを要請する。(関係各課→事業者団体→施設等)

- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせる ための運営方法の工夫を要請する。(関係各課)
- 学校等の休業の影響で、保護者(従業員)が休暇を取得する際の配慮を要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)
- 医療機関における混乱を回避するため、学校や事業所の管理者が、生徒や職員等に対し、「新型インフルエンザ等にり患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(関係各課→事業者団体→事業所)

# V 用語解説

※アイウエオ順

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

#### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。) に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療 機関及び結核指定医療機関のこと。

- \*特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \*第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(平成 25 年 12 月現在:県立中央病院)
- \*第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(平成 25 年 12 月現在:県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、(独) 日本海総合病院)
- \*結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府 県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを 含む。)又は薬局。

### ○ 帰国者·接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する

者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助ける ための装置。

#### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなった ウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫 を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び 健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

### ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年 (平成 21 年) 4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年 (平成 23 年) 3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009 」としている。

### ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病

であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### 〇 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが 人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエ ンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそ れらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれ と同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### 〇 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可

能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン (現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

## ○ PCR (Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いて DNA に変換した後に PCR を行うRT-PCR が実施されている。